

# 大阪ベイ淡輪ヨットクラブ会則

## 第1条（名称）

本会は大阪ベイ淡輪ヨットクラブ（略称 OTYC）と称し、事務局を淡輪ヨットハーバーに置く。

## 第2条（目的）

本会は淡輪ヨットハーバー及びハーバー周辺の安全かつ効率的利用と、ヨットを通じ、会員相互の親睦ならびに他クラブとの交流を行い、航海技術の向上を図り、併せて海事思想の普及を目的とする。

## 第3条（行事）

本会は前条の目的を達成するため、次の行事を行う。

- (1) ヨットレース
- (2) ブルーウォーター活動
- (3) ヨット普及 及び広報活動
- (4) 安全向上 及び施設改善対策
- (5) その他、本会の目的に合致する活動

## 第4条（会員）

本会は次の会員をもって組織する。

### (1) 正会員

大阪府マリーナ協会との間に船艇の利用契約を結んでいる者（共同契約者はその代表者もしくは契約者の委任を受け、理事会の承認を得た者で、クラブ会則を承認する者。

(2) 準会員

正会員の所有する船艇で共に活動することを希望し、正会員の推薦を受けた者。

(3) 特別会員

(1) 以外の船艇で、本会の活動に参加を希望し、理事会の承認を得た者。

(4) 名誉会員

会長経験者及び当クラブの運営に特に功績があったと、総会において認められた者。なお、名誉会員の互選により名誉会長を選出する。

第 5 条（会員の権利）

会員は次の権利を有する。

(1) 正会員

選挙及び被選挙権並びに総会における議決権を有する。

(2) 準会員及び特別会員

総会において発言することができる。但し正会員がその権利の行使に支障があるとき、その艇の準会員は正会員の委任を受けて、その権利を代行することができる。

第 6 条（役員及びその任務）

本会に次の役員を置き、顧問を除き総会において正会員より選出する。但し、正会員より前条に規定する権利の委任を受けた準会員の会長及び副会長への被選挙権を除く。

(1) 会長 1名

本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長 3名以内

会長を補佐し、会長に支障のある時はその職務を代行する。

(3) 理事 若干名（数は別途定める）

会務を分担し、行事を運営する。但し、各行事部門に理事の互選により、委員長（または事務局長）または必要に応じて副委員長（または部長）を置くことができる。

(4) 会計監査 1名

会計を監査し、総会において報告する。

(5) 顧問

会員以外の有識者で理事会において選出・委託され、本会の運営について助言する。

第7条（運営委員会）

各部門の委員長は、その部門の運営に必要な場合は、運営委員を選任することができる。

第8条（役員の任期）

前2条の役員の任期は、定期総会終了時から翌年の定期総会終了時までの1年間とし、再任を妨げない。

但し、会長の任期は3年とし、再任はこれを行わない。

第9条（総会）

総会は次の通りとする。

(1) 定期総会は原則として毎年3月に、また、正会員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

(2) 総会は正会員（委任状を含む）の3分の1以上の出席により成立する。

(3) 総会における議決は、出席正会員の2分の1以上の賛成による。

(4) 総会では、次項の承認及び決定を行う。

- 1.当該年度の行事实施報告及び会計報告の承認。
- 2.次年度の行事計画及び予算の決定。
- 3.役員を選任。
- 4.その他

#### 第10条（理事会）

会長、副会長及び理事で組織され、原則として毎月1回開催して円滑な会務の執行を図る。

#### 第11条（会費）

会員は別途定める会費を、毎年4月末までに納めなければならない。

また、会員資格を失った場合、既納の会費の返還を求める事はできない。

#### 第12条（入会、脱会等）

入会、脱会及び艇の変更については、所定の書面をもって事務局に届けるものとする。

#### 第13条（会員資格の喪失）

(1) 会員は次の各号の一つに該当する時は、会員の資格を失う。

- 1.退会を申し出たとき。
- 2.除名されたとき。
- 3.死亡したとき。
- 4.2年以上会費の納入を怠ったとき。

(2) 会員は次の各号の一つに該当する時は、総会の議決により除名されることがある。

- 1.本会の名誉を著しく傷つけた時。
- 2.本会の目的に反する行為があった時。

## 第 14 条（本規約の変更）

本規約は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成により、変更することができる。

## 第 15 条（雑則）

本規約に定めなきもの、または解釈に疑義が生じた場合は、理事会において決定する。

## 付則

(1) 会費の区分及び額は次の通りとする。

### 1.年会費（8月以降の入会者は半額とする）

正会員	クルーザー	¥12,000.
	ディンギー	¥4,000.
準会員		¥3,000.
特別会員		¥3,000.

### 2.入会金

正会員	クルーザー	¥5,000.
	ディンギー	¥3,000.

(2)理事の総数は 15 名程度とし、役員組織は別図の通りとする。

(3)本規約は 2026 年 4 月 1 日より施行する。

1983 年（昭和 58 年） 制定

1986 年（昭和 61 年） 一部改定

1989 年（平成 元年） 一部改定

2003 年（平成 15 年） 一部改定

2005 年（平成 17 年） 一部改定

2006年（平成18年） 一部改定  
2009年（平成21年） 一部改定  
2026年（令和8年） 一部改定

## 組織図

